

（趣旨）

第1条 社会福祉のあり方について見直されてきている近年、年末たすけあい運動のあり方も見舞金（旧慰問金）の配布から地域福祉サービス提供へと見直されてきた。そこで、地域福祉サービスを行う団体を支援し、宮前区における地域福祉サービスを充実させるために、年末たすけあい募金配分金を財源として福祉団体育成支援金（以下「支援金」という。）の交付を行う。

（支援金の区分）

第2条 支援金の区分は、次のとおりとする。

（1） 地域福祉サービス事業を行う団体の新規立ち上げ支援金

宮前区内で地域福祉サービス事業の活動を行う団体を設立しようとするもので、事業活動の規模、対象等を参考に事業内容を十分検討し、年末たすけあい募金配分金をもって当該事業を奨励する意義を認められ、事業効果が十分認められるものに対して行う。

（2） 地域福祉サービス事業を行う団体の活動支援金

宮前区内で地域福祉サービス事業を行っている団体で、事業活動の規模、対象、経営の状況等を参考に事業内容を十分検討し、年末たすけあい募金配分金をもって当該事業を奨励する意義を認められ、事業効果が十分認められるものに対して行う。

（対象団体）

第3条 支援金を受けられるものは、次の事項に該当するグループ・団体とする。ただし、国および地方自治体の委託事業ならびに介護保険法および障害者自立支援法による事業を行うもの、あるいは営利を目的に設立されたものは除くものとする。コミュニティカフェにかかるグループ・団体は福祉団体育成支援（コミュニティカフェ支援）において、対象とする。

（1） 宮前区内に活動拠点をもち、公益を目的とした民間の自主的なボランティアグループ・当事者団体等であり、年間の事業計画及び自主財源を基盤とした予算が明確な、組織運営、代表者等の重要事項が定まっていること。

（2） 当該事業に対して、国、地方自治団体、独立行政法人福祉医療機構などの公的団体、民間企業団体から助成を受けていないあるいは受ける予定がないこと。

（対象事業）

第4条 支援金を受けられる事業は、当該年度に終了し、次の項目に該当する事業とする。

（1） 在宅福祉サービス事業

（2） ボランティア活動の育成事業

（3） 地域福祉事業

- (4) 福祉教育事業
- (5) 前各号の事業を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または支援する事業
- (6) その他、福祉向上を図る事業

(使途内容)

第5条 この支援金は、自主的な活動に伴う経費の一部を補うものであり、その使途については、概ね次の各号によるものとする。ただし、人件費充当及び他の団体、個人への貸出を目的とした備品経費並びに個人給付的な飲食費・宿泊費・入場料等は対象外とする。

- (1) 活動団体において常時必要な機材の購入にかかる経費の一部
- (2) 団体等の主催する「講演会」「研修会」「講座」などの開催経費の一部（ただし、積立金は不可）
- (3) 新規立ち上げ団体の年次活動経費の一部
- (4) その他、川崎市宮前区社会福祉協議会会長が適当と認める経費の一部

(申請)

第6条 支援金を受けようとするものは、当該年度の指定する日までに所定の申請書（様式1-1、1-2）に「当該年度事業計画書」「当該年度予算書」「前年度事業報告書」「前年度決算書」「役員名簿」等を添えて、支援金助成の申請をしなくてはならない。

2 提出した申請書及び添付書類の記載事項に変更が生じたときは、その理由を明らかにして直ちに届け出るものとする。

(審査)

第7条 支援金の交付の決定に際しては、支援金の申請をしたものから提出される書類および面談をもって審査し、第12条に基づき交付を決定する。

2 審査は、川崎市宮前区社会福祉協議会年末たすけあい運動実施委員会設置要綱に定められた「川崎市宮前区社会福祉協議会年末たすけあい運動実施委員会」（以下「実施委員会」という。）が行う。

(報告)

第8条 支援金を交付されたものは、当該年度終了後、所定の報告書（様式3、4）に「事業報告書」「決算書」「領収書」（機材や備品の購入の場合）等を添えて、指定された期日までに提出しなければならない。

(支援金を交付されたものの義務)

第9条 支援金を交付されたものは、その資金が区民の善意の寄付であることに十分配慮し、正規の会計手続きに則って経理するとともに、支援金の交付を受けた年度内に執行しなくてはならない。

2 支援金を交付されたものは、常に事業経営の合理化、公正化に努め、支援金が最大限に活用されるよう努めなければならない。

(調査)

第10条 川崎市宮前区社会福祉協議会が、必要と認めたときには、支援金の使途ならびに会計の取扱いについて調査することができる。

2 支援金を交付されたものは、この調査を拒むことは出来ない。

(取消)

第11条 支援金を交付されたものが本要綱に違反した、または、社会福祉事業にふさわしくない行為を行った、若しくは交付の対象となった事業を実施しなかったときは、その支援金の全部または一部の返還を求めることができる。

(交付)

第12条 支援金の交付にあたっては、別表1の交付基準細目に従うものとする。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 1 2 条関係)

交付基準細目

1 地域福祉サービス事業を行う団体の新規立ち上げ支援金について

- (1) 新規立ち上げ支援金対象の団体は、実施委員会が支援金交付の審査を行う月を起算月とし、前後 6 ヶ月以内に立ち上がる団体をいう。
- (2) 交付金
一事業主体あたり 20 万円以内。(立上げ費用の自己負担額は 20 %以上とする)

2 地域福祉サービス事業を行う団体の活動支援金について

- (1) 活動支援金の対象団体は、1 (1) の期間より前に立ち上がった団体をいう。
- (2) 交付金
 - ア 地域福祉サービス事業を行う団体で新規事業を行うもの 10 万円以内
(対象事業費の自己負担額は 20 %以上とする)
 - イ 地域福祉サービス事業を行う団体で継続事業を行うもの 5 万円以内
(対象事業費の自己負担額は 30 %以上とする)